

「月面等における長期滞在を支える高度
資源循環型食料供給システムの開発」
戦略プロジェクトの実施について

3新食第431号

令和3年9月1日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

I 趣旨

「月面等における長期滞在を支える高度資源循環型食料供給システムの開発」戦略プロジェクト（以下「戦略プロジェクト」という。）は、内閣府が主導する「宇宙開発利用加速化戦略プログラム（スターダストプログラム）」の一環として、関係省庁の連携や産学の多様なプレーヤーの参画の下で技術開発に取り組んでいくものである。また、戦略プロジェクトは長期的ビジョンの下に我が国の研究勢力を結集して総合的・体系的に推進すべき課題であることから、農林水産省自らが企画立案し、年度ごとの進行管理を行うことによって重点的に実施することとする。戦略プロジェクトの円滑な実施に必要な措置については、この通知に定めるところによる。

II 戦略プロジェクトの推進体制

第1 プログラムオフィサー

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）は、戦略プロジェクトについて、研究実施計画の決定、進行管理、関係各局との調整、第2の戦略プロジェクト運営委員会への報告事項の取りまとめ等を行う責任者としてプログラムオフィサー（以下「PO」という。）を指名する。

第2 戦略プロジェクト運営委員会

1 総括審議官は、戦略プロジェクトの開始に当たり、戦略プロジェクト運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、POを委員長とし、外部専門家、農林水産技術会議事務局の研究調整官及び担当者等並びに行政部局の関係課室の担当者等により構成する

ものとし、研究成果の地上課題への応用等による普及・事業化を促進するため、必要に応じて民間事業者等を構成に含める。

- 3 運営委員会では、必要に応じ、研究開発責任者（Ⅲ第1の1のコンソーシアムにおいて研究を統括する者をいう。以下同じ。）その他の委員長が必要と認める者の参加を求めることができるものとする。なお、運営委員会の開催に際しては、議題等に応じて構成員の全部又は一部を召集する。
- 4 運営委員会は、「宇宙基本計画」（令和2年6月30日、閣議決定）及び関連する工程表並びに宇宙政策委員会の議論等を踏まえながら戦略プロジェクトを適切に進行管理するとともに、Ⅲの第2の1及び2による研究実施計画案の策定、Ⅲの第3の1による研究の進捗状況及び成果の把握等のため、年2回程度実施する。
- 5 運営委員会の構成員は、運営委員会の実施により知り得た一般に公開されていない情報について、総括審議官が認める場合を除き、外部に開示、漏洩し、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならないものとする。構成員の職を退いた後も同様とする。

第3 戦略プロジェクト運営委員会分科会

- 1 POは、運営委員会が行う戦略プロジェクトの進行管理等を適切に実施するため必要と認める場合、戦略プロジェクトの一部を担当する分科会を設置することができる。
- 2 分科会は、POを分科会長とし、外部専門家、農林水産技術会議事務局の研究調整官及び担当者等並びに行政部局の関係課室の担当者等により構成するものとし、研究成果の地上課題への応用等による普及・事業化を促進するため、必要に応じて民間事業者等を構成に含める。
- 3 分科会では、必要に応じ、研究開発責任者その他の分科会長が必要と認める者の参加を求めることができるものとする。なお、分科会の開催に際しては、議題等に応じて構成員の全部又は一部を召集する。
- 4 分科会は、戦略プロジェクトについて、Ⅱの第2の4で定める事項の全部又は一部の検討を行う。
- 5 POは、必要と認める場合、複数の分科会を合同で開催することができる。

6 IIの第2の5の規定は、分科会について準用する。

III 戦略プロジェクトの実施

第1 戦略プロジェクトの実施機関の選定

- 1 戦略プロジェクトは、公募により選定した民間企業・研究機関等で構成するコンソーシアム（共同事業体）に委託して実施する。
- 2 研究課題の実施期間は、5年程度とする。
- 3 実施機関の選定に当たっては、別紙に定めるところにより、審査するものとする。

第2 戦略プロジェクト実施計画の決定

- 1 運営委員会は、戦略プロジェクトの実施初年度において、研究の実施機関の決定後に研究の実施初年度及び予定する研究実施期間に係る研究目的、研究目標、研究の実施機関、研究機関ごとの研究内容及び予算額等を内容とする研究実施計画案を別紙様式に準じて策定する。
- 2 運営委員会は、毎年度、次年度に係る研究実施計画案を別紙様式に準じて策定する。
- 3 POは、1及び2により策定した研究実施計画案を検討した上、戦略プロジェクトの研究実施計画を決定する。

第3 戦略プロジェクトの進行管理

- 1 運営委員会は、戦略プロジェクト課題全体に係る進行管理を行うため、当該戦略プロジェクトに参加した研究開発責任者等から研究の進捗状況及び成果を把握する。
- 2 POは、運営委員会で把握した事項について、必要に応じ、総括審議官等に報告する。

- 3 運営委員会は、1で把握した事項を基に、目標達成や普及の見込み、研究の進捗状況や情勢の変化等を踏まえた研究継続の必要性について検証等を行う。
- 4 3の検証等を踏まえ、必要に応じて、POは研究開発責任者に対し指導及び助言を行うとともに、運営委員会は、研究成果の最大化に向け、研究勢力、予算等の研究資源の選択と集中が図られるよう、戦略プロジェクトの研究実施計画の見直しを行う。
- 5 POは、年度途中において研究実施計画の内容を変更しようとする場合には、必要に応じて運営委員会の意見を聴取する。
- 6 POは、「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成28年2月農林水産技術会議決定）に準じ、研究の実施機関が行う知的財産マネジメントの取組状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行う。

第4 戦略プロジェクトの成果の公表

- 1 研究開発責任者は、研究期間中又は研究終了後に戦略プロジェクトの成果を新たに公表する場合、事前にその概要をPOに報告する。
- 2 POは、研究開発責任者から、成果の公表について事前に報告があった場合には、その概要を運営委員会に報告する。
- 3 POは、必要に応じて成果の公表の可否及びその内容について運営委員会に意見を聴取する。

第5 成果の普及・事業化及び国民理解の促進

- 1 総括審議官は、研究実施計画の研究目標に掲げて得られた成果について、成果発表会の開催等により情報発信を行い、研究成果の地上課題への応用等による普及・事業化を促進する。
- 2 総括審議官は、国民に対し、多様な媒体を利用して、戦略プロジェクトが目指す内容や得られた成果を分かりやすく説明し、理解を求めるよう努める。
- 3 研究開発責任者は、部長が行う当該戦略プロジェクトが目指す内容や得られた成果に係る普及・事業化及び国民理解の促進に関する取組に積極的に協力し、戦略プロジェクトの成果が国民に還元されるよう努める。

IV その他

- 1 POが実施する業務に関する庶務は、POが属する課室が行うものとする。
- 2 この通知に定めるもののほか、戦略プロジェクトの実施に必要な事項については、総括審議官が別に定める。

附 則

この通知は、令和3年8月〇日以降に実施される戦略プロジェクトについて適用する。

(別紙様式)

令和〇〇年度 戦略プロジェクト「〇〇」に係る研究実施計画書

1. 課題名 :
2. 研究統括者 :
3. 研究実施機関 :
4. 予算額 (注2) :
5. 研究実施期間 : 令和〇〇年度から令和〇〇年度
6. 研究目的 :
7. 研究目標 (注3) :
8. 研究内容及び方法 :
9. 前年度までの研究の進捗状況 (注4) :

注1 : 初年度においては、予定する実施期間及び当該年度に係る研究実施計画をそれぞれ作成。また、毎年度作成する研究実施計画には、戦略プロジェクト課題全体に係る事項を記載。戦略プロジェクト課題が複数の課題で構成される場合は、課題ごとに研究実施計画を作成。

注2 : 初年度に作成する、予定する実施期間に係る研究実施計画には記載不要。

注3 : 研究終了時及び当該年度の達成目標を記載。

注4 : 前年度までの研究の進捗状況については、2年目以降の研究実施計画に記載。

注5 : 必要に応じて、他の事項を追記。